

# 第5期（平成24～26年度） 介護保険事業計画について③

平成12年度より始まった介護保険制度は、介護保険法が定める下記の「目的」、「国民の努力及び義務」等を制度の基本とし、老後の安心を支える制度として定着してきました。

## 【介護保険法・・・抜粋・概要】

（目的）

第1条 要介護者が尊厳を持って、自立した生活を営めるようにサービスを給付するため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、国民の健康医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（国民の努力及び義務）

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、適切な介護サービスを利用することにより、能力の維持向上に努めるものとする。

介護保険は、制度の定着とともにサービス利用者が増加していますが、元気な高齢者になるべく要介護状態にならないように、そして、介護が必要な人もそれ以上悪化させないような取り組みも必要です。

昨年、町内の65歳以上の人を対象に実施しました「日常生活圏域ニーズ調査」の結果では、家に閉じこもりがちな人の約50%は、原因に「足腰の痛み」をあげています。



すべての高齢者は加齢によって身体機能が低下しますが、転倒のリスクを抱えたまま閉じこもったのち足腰の状態が悪化し、また、うつ病などの精神疾患に陥るなど、悪循環となるケースもあります。

介護予防事業は、このようなリスクを解消するためのいろいろなサービスを提供するものです。

当町の第5期介護保険事業計画では、『高齢者が住み慣れた地域で、生きがいと尊厳をもって、安心して暮らせる地域社会づくり』を基本として、介護予防、サービス提供事業所の整備・拡充、福祉・医療等他分野との連携を柱とした施策の推進に取り組むこととしました。

その中の一つである【**地域支援事業**】は、要介護状態への防止を目的とし、また、要介護状態となっている方々とその家族を支援するものです。